

財 関 第 2 0 6 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関 稅 局 長 阪 田 渉

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙4に掲げる様式に改める。

税関様式C第5360号

税関様式T第1040号

税関様式T第1520号

税関様式T第1620号

税関様式T 第1627号  
税関様式T 第1660号  
税関様式B 第1180号  
税関様式B 第1280号

税関様式T 第1640号  
税関様式B 第1113号  
税関様式B 第1270号  
税関様式B 第1350号

第5 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成31年3月30日財関第439号）の一部を次のように改正する。

別紙様式を別紙6に改める。